平成２７年（フ）第７０号
宮城県塩竈市尾島町14番７号
債務者　森谷　秀子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小幡佳緒里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８１号
仙台市若林区沖野２丁目31番14号、従前の住所仙台市泉区南中山４丁目４番地の17
債務者　丸山　妙子（旧姓戸板）
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　薫徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月12日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第９９号
仙台市宮城野区榴岡３丁目11番18―706号
債務者　安住　奈緒
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高城　晶紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２２号
兵庫県伊丹市緑ケ丘１丁目297番地
債務者　先田　秀豊
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　有輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第５１４号
兵庫県たつの市龍野町島田130番地２、申立時の住所兵庫県姫路市書写2600番地６
債務者　樋口　浩二
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４３５号
北九州市若松区青葉台南２丁目12番１号
債務者　石原慎一郎
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川原　秀範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３号
北海道岩内郡岩内町字野束13番地６　ヴィラージュⅠ202
債務者　小田倉信二
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２７年（フ）第５５号
北海道旭川市永山６条10丁目３番１号　ニューライフマルワ103号室
債務者　渡邊久美恵
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１号
北海道帯広市西17条南４丁目33番20号
債務者　池田　祐一
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
岩手県北上市九年橋３丁目14番42号　グランデール北上３―102号、旧住所盛岡市南仙北２丁目12番44号　ヴァリーベアＢ101号
債務者　上山　　真
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１０号
岩手県奥州市水沢区真城字北塩加羅166番地１号棟、前住所岩手県奥州市水沢区字南丑沢19番地１　南丑沢住宅37号
債務者　岩渕　祐一
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第３０号
群馬県高崎市上里見町1393番地４
債務者　槌本　東機
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第７５号
埼玉県比企郡川島町大字伊草94番地
債務者　飯島久美子
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
さいたま地方裁判所所川越支部

平成２７年（フ）第２８号
埼玉県川越市大字寺尾670番地３　サンハイツ寺尾110号室
債務者　杉村　拓哉
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
さいたま地方裁判所所川越支部

平成２７年（フ）第４９号
埼玉県富士見市鶴馬１丁目１番55号　第３サクセスハイツ203
債務者　久保　英己
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
さいたま地方裁判所所川越支部

平成２７年（フ）第３号
新潟県村上市伊呉野1250番地25
債務者　阿部　健一
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第４号
新潟県阿賀野市安野町１番８号　ハイツ新生安野町101号、前住所新潟県阿賀野市今板1444番地４
債務者　大沢　武三
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
新潟地方裁判所新発田支部